

大阪府地域防災計画の主な修正事項の概要

[基本対策編]

防災体制の整備（P 25～）＜組織体制の見直し等＞

（修正事項）

○組織名称の変更

- ・大阪府防災・危機管理対策警戒班 ⇒ 大阪府防災・危機管理警戒班
- ・大阪府防災・危機管理対策指令部 ⇒ 大阪府防災・危機管理指令部
- ・大阪府災害警戒本部 ⇒ 大阪府防災・危機管理警戒本部

○組織の統合

- ・「大阪府事故・事件等対策本部」を、「大阪府防災・危機管理警戒本部」に統合（「大阪府災害応急対策実施要領」⇒「大阪府災害等応急対策実施要領」）
- ・組織の統合に伴い、職員の配備基準についても「地震・風水害」と「事故・火災」の区分を廃止

○防災・危機管理指令部員の変更(p25)

- ・指令部員の枠（対象者）を広げ、災害等の態様に応じて部員を限定して指令部会議を開催

○設置基準の見直し

- ・警戒本部→「小規模な災害（発生時）」を削除(p26)
- ・災害対策本部→「中規模な災害（発生時）」を削除(p27)

○「警戒班」の解除の基準を追加(p105)

○「防災・危機管理指令部」の活動基準を追加(p106) 等

緊急消防援助隊受援計画（P 32）＜記載の充実＞

（修正事項）

- 緊急消防援助隊との連携及び受入体制の整備は、府が策定した「緊急消防援助隊受援計画」に基づくものであることを記載

消防の広域化（P 39）＜記載の修正＞

（修正事項）

- 府の推進計画策定等に伴う記載修正

災害時要援護者支援対策（P 62）＜記載の充実＞

（追加事項）

- 地域や近隣住民による自助・共助
- 市町村による支援プランの作成
- 支援プラン作成と併せて実施すべき以下の取組み
 - ・要援護者情報の把握及び共有（個人情報保護法令との整合）
 - ・支援体制の整備 等

緊急地震速報（P 67）＜記載の充実＞

（修正事項）

- 住民への普及啓発の項目に、「緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動」を追加

企業防災の促進（P 7 2）＜記載の充実＞

（追加事項）

- 事業者による事業継続計画（BCP）の策定や防災活動の促進のため、府や市町村による広報・啓発や情報提供等の支援

防災都市づくり広域計画（P 7 5）＜記載の充実＞

（追加事項）

- 「大阪府防災都市づくり広域計画」の策定に基づく都市防災対策の推進

大阪府地震防災アクションプランの推進（P 8 3）＜新設＞

■「災害予防対策」第3章第2節「地震災害予防対策の推進」に挿入

■第2「大規模地震の被害想定」の次に、第3「大阪府地震防災アクションプランの概要」を新設

（記載概要）

- 「アクションプラン」に基づき、府の地震防災対策を推進
- 「アクションプラン」の概要を記載
 - ・減災目標（今後10年間の取組みで、府が想定した被害（人的被害・経済被害）を半減）
 - ・生活支援目標（食糧や生活必需物資の確保、避難生活の安全確保等）
 - ・施策の体系（10本の施策の柱に、34の施策を記載）

学校の耐震化（P 8 3）＜新設＞

■「災害予防対策」第3章第2節「地震災害予防対策の推進」第4「建築物の耐震対策の促進」の本文中に挿入

（記載概要）

- 公立学校の耐震診断の実施及び結果公表
- 計画的な耐震改修の実施

地震防災緊急事業五箇年計画（P 8 5）＜補助要件変更に伴う修正＞

（修正事項）

- 計画対象事業について、公立幼稚園を追加し、養護学校等について「特別支援学校」に用語変更

自治体BCPの策定・運用（P 8 6）＜新設＞

■「災害予防対策」第3章第2節「地震災害予防対策の推進」に挿入

■第6「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」の次に、第7「自治体のBCP（業務継続計画）の策定・運用」を新設

（記載概要）

- 自治体におけるBCPの作成趣旨
- 府庁BCPの作成・運用方針

大規模建築物等における自衛消防組織の設置等（P 1 0 0）＜新設（消防法改正に伴うもの）＞

■「災害予防対策」第3章第6節「火災予防対策の推進」第1「建築物等の火災予防」に挿入

■「2 高層建築物、地下街」の最終行に追加記載

（記載概要）

- 大規模建築物（学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等）の所有者に対する市町村による下記事項の指導
- ・防災管理者の設置
 - ・地震被害等に対応した消防計画の作成
 - ・自衛消防組織の設置

緊急消防援助隊の派遣要請（P 1 1 4）＜消防組織法改正に伴う追加記載＞

（追加事項）

- 知事による府内の部隊移動の指示及び総合調整

緊急災害対策派遣隊の設置及び派遣（P 1 1 5）＜新設＞

- 国土交通省の防災業務計画への記載に伴い新設。
- 「災害応急対策」第1章第3節「広域応援等の要請・受入れ」に挿入。
- 第4「広域応援等の受入れ」の次に、第5「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣」を新設。

（記載概要）

- 被災地の災害応急対策に対する技術的な支援を行う、国土交通省の地方支分部局等による緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣

気象予警報の伝達（P 1 1 9～）＜基準変更に伴う修正＞

（修正事項）

- 注意報・警報等の発表基準の変更に伴う記載修正

土砂災害警戒活動（P 1 4 0～）＜基準変更に伴う修正＞

（修正事項）

- 警戒活動をとる基準の変更に伴う記載修正

ドクターヘリ（P 1 6 4・P 1 6 5）＜記載の追加＞

（追加事項）

- 現地医療対策や後方医療活動として、ドクターヘリの記載を追加

避難勧告等（P 1 6 9）＜基準変更に伴う修正・記載の充実＞

（追加事項）

- 避難勧告等発令基準の内容追加
- 市町村における「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の作成

インターネットによる災害用伝言板サービスの提供（P 1 9 3）＜記載の充実＞

（修正事項）

- インターネットによる災害用伝言板サービスの提供について、追加記載
- 災害用伝言ダイヤルの利用制限等措置について、実施主体を明記

小包郵便料金の免除等（日本郵政グループ事業関係）（P 2 0 7・P 2 1 8）＜郵政民営化に伴う組織・事業の再編に伴う修正＞

（修正事項）

- 郵便物の料金免除や民間救援団体への寄付金の配分等について、再編後の郵便事業株式会社

及び郵便局株式会社が行う事業に記載修正

被災者生活再建支援金（P 2 7 2）＜制度改正に伴う修正＞

（修正事項）

- 支給要件及び支給金額の改正

り災証明書の交付（P 2 7 4）＜新設＞

- 「災害復旧・復興対策」第1章第2節「被災者の生活確保」に挿入
- 第6「被災者生活再建支援金」の次に、第7「り災証明書の交付」を新設（記載概要）
- 市町村による発災時のり災証明書の交付体制について記載

[原子力災害対策編]

大阪府原子力災害現地対策本部（P 1 3）＜設置基準の記載修正＞

（修正事項）

- 災害対策本部の設置基準の見直しに伴い、現地対策本部の設置に係る記載を修正
- 組織体制（構成員）の記述を、災害対策本部等における組織体制（構成員）の記述と整合

災害対策本部等の設置基準の見直し（P 2 3・P 2 4）

- 災害応急活動の強化を図るため、災害対策本部等の設置基準を以下のとおり見直し
 - ・災害対策本部設置基準
 - （変更前）内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（ $500\mu\text{Sv/h}$ ）を発出したとき
 - （変更後）原子力事業者から原災法第10条通報（ $5\mu\text{Sv/h}$ ）を受信したとき
 - ・災害警戒本部設置基準
 - （変更前）原子力事業者から原災法第10条通報（ $5\mu\text{Sv/h}$ ）を受信したとき
 - （変更後）府モニタリング設備で $1\mu\text{Sv/h}$ を検出したとき

組織名称の変更（P 1 2・P 1 3・P 1 4・P 2 3・P 2 5・P 4 0）

- 防災・危機管理対策指令部 ⇒ 防災・危機管理指令部
- 原子力事故対策本部 ⇒ 防災・危機管理警戒本部

緊急被ばく医療活動マニュアル作成に伴う改正（P 1 6・P 4 4）

- 初期及び二次被ばく医療機関の指定、被ばく患者の搬送方法等の記載

緊急時モニタリング実施要領作成に伴う改正（P 4 0）

- 初動時のモニタリング実施方法、原災法10条段階の第一段階のモニタリング実施方法等の見直し